

伊勢原市市民活動災害補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体が行う市民活動中の事故について伊勢原市市民活動災害補償制度（以下「市民活動災害補償制度」という。）をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 主たる活動拠点を市内に置き、市民により自発的に組織された団体をいう。
- (2) 市民活動 市民団体が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動等の継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動をいう。ただし、宗教、政治及び営利等を目的とする活動又は職業として行う活動は除く。
- (3) 指導者等 市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに市民活動の実践に責任を負う者をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接参加する者をいう。

(保険契約)

第3条 市民活動災害補償制度は、賠償責任事故に対する補償については市（市が出資した法人及びこれに準ずる団体で別に定めるものを含む。）、市民団体又は指導者等を被保険者として、傷害事故に対する補償については市を被保険者として、市が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

(保険契約期間)

第4条 市民活動災害補償制度の保険契約期間は、毎年9月1日の午後4時に始まり、翌年の9月1日の午後4時に終わる。

(補償制度対象事故)

第5条 市民活動災害補償制度の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

- (1) 賠償責任事故 市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故をいう。
 - (2) 傷害事故 市民活動中（指導者等が定めた集合出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住所との通常の経路の往復途上を含む。以下この項においても同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）で、市民活動の指導者等及び参加者が死亡し、又は負傷し、若しくは発病した事故をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、スポーツ及び軽スポーツを活動の中心とした市民団体等の管理下で行われるスポーツ及び軽スポーツ活動中の参加者（指導者等を除く。）の傷害事故については、市民活動災害補償制度の対象としない。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる賠償責任事故又は傷害事故については市民活動災害補償制度の対象としない。

- (1) 賠償責任事故の場合（指導者等が直接であると間接であるとを問わない。）

ア 指導者等の故意によって生じた賠償責任

イ 指導者等と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

ウ 航空機、船舶、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除く。）、銃器（空気銃を除く。）の所有、使用又は管理に起因する賠償責任

エ その他賠償責任保険普通保険約款等に定める賠償責任

- (2) 傷害事故の場合

ア 指導者等及び参加者の故意によって、その本人について生じた傷害

イ 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によって、その本人について生じた傷害

ウ 指導者等及び参加者が法令に定められた運転資格を持たない状態、又は酒に酔って正常な運転が出来ない恐れがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転してい

るときに、その本人について生じた傷害

エ 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症等を除く。）又は心神喪失により、その本人について生じた傷害

オ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な行為による事故に起因して生じた傷害

カ その他費用・利益保険普通保険約款等に定める事故
（賠償責任事故の補償限度額）

第7条 賠償責任事故の補償の限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、身体賠償、財物賠償及び保管物賠償とも、それぞれ一事故について5,000円を超える部分のうち、次に掲げる額を限度額とする。

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| (1) 身体賠償 | 1人につき | 1億円 |
| | 1事故につき | 5億円 |
| (2) 財物賠償 | 1事故につき | 500万円 |
| (3) 保管物賠償 | 1事故につき | 500万円 |

（傷害事故の死亡補償金）

第8条 市民活動の指導者等及び参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、市は、その者の法定相続人に対し死亡補償金として1人につき500万円（熱中症等については300万円）を支払うものとする。

（傷害事故の後遺障害補償金）

第9条 市民活動の指導者等及び参加者が傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、市は、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は、別に定める障害の区分に応じ、500万円（熱中症等については300万円）にそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

（傷害事故の入院及び通院補償金）

第10条 市は、市民活動の指導者等又は参加者が第5条第1項第2号に規定する傷害事故により負傷し、入院又は通院による医師の治療を要したときは、平常の生活又は業務に従事することができる程度に治った日までの治療日数に応じ、入院補償金又は通院補償金として、次に掲げる金額を支払うものとする。この場合において、当該支払を行う日数の限度は、次に定めるところによるものとする。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------------------|
| (1) 入院補償金 | 入院日数1日につき | 3,000円（熱中症等についても同じ。）とし、 |
| | | 事故日からその日を含めて起算して180日を限度とする。 |
| (2) 通院補償金 | 通院日数1日につき | 2,000円（熱中症等についても同じ。）とし、 |
| | | 事故日からその日を含めて起算して180日までの90日を限度とする。 |

（傷害事故の手術補償金）

第11条 入院補償金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40倍）を乗じた額を支払うものとする。

（事故報告）

第12条 市民団体等は市民活動中に事故が発生したときは、速やかに伊勢原市市民活動災害補償制度事故報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受け、当該事故が市民活動中のものであると認めたときは、速やかに事故の内容を保険会社に報告するものとする。

（事故の判定）

第13条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、市民活動中の事故であるかどうかを審査する必要があると認めるときは、次条に定める伊勢原市市民活動事故審査委員会に諮るものとする。

2 市長は、伊勢原市市民活動事故審査委員会の審査に基づき、事故が市民活動中のものであると認めるときは、速やかに事故の内容を保険会社に報告するものとする。

（委員会）

- 第14条 前条第1項に規定する審査を行うため、伊勢原市市民活動事故審査委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員長に市民活動災害補償制度主管部の長を、副委員長に市民活動災害補償制度主管課の長を充てる。
 - 3 委員長及び副委員長以外の委員は、各部庶務担当課の長及び当該判定を要する事故の関係課等の長をもって充てる。
 - 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 6 委員会の会議は、委員長が招集する。
 - 7 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
 - 8 前項までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
（補償金の請求）
- 第15条 賠償責任事故による補償金（保険金）は、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者等が保険会社に請求するものとする。
- 2 傷害事故による補償金は、死亡した者の法定相続人又は傷害を被った者が市に請求するものとする。
（市に関する特例）
- 第16条 この要綱は、市（市が出資した法人及びこれに準ずる団体で別に定めるものを含む。）が行う事業又は活動のうち、市民活動に類するもので、市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加するものについて適用する。
（所管課）
- 第17条 この要綱に関する事務は、市民活動災害補償制度主管課において行う。
（その他）
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、市民活動災害補償制度の処理については、この要綱に基づき契約する保険約款の規定を準用する。
- 2 前項に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の改正規定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の伊勢原市市民活動保険取扱要綱第9条及び第10条の規定は、平成9年9月1日以後に支払うべき事由が生じた傷害事故について適用し、同日前に支払うべき事由が生じた傷害事故については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成12年9月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成16年9月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊勢原市市民活動保険取扱要綱第20条の規定は、平成16年9月1日以後に支払うべき事由が生じた傷害事故について適用し、同日前に支払うべき事由が生じた傷害事故については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊勢原市市民活動保険取扱要綱の規定は、平成22年9月1日以後に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故について適用し、同日前に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊勢原市市民活動保険取扱要綱の規定は、平成24年9月1日以後に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故若しくは特定疾病事故について適用し、同日前に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年8月7日告示第129号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊勢原市市民活動災害補償制度取扱要綱の規定は、平成25年9月1日以後に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故について適用し、同日前に補償金を支払うべき事由が生じた賠償責任事故又は傷害事故若しくは特定疾病事故については、なお従前の例による。

伊勢原市市民活動災害補償制度事故報告書

報告日 年 月 日

伊勢原市長 あて

報告者	団体	ふりがな	
		名称	
	代表者	ふりがな	
		氏名	
		住所／所在地	〒
電話番号			

市民活動中に次の事故が発生しましたので、伊勢原市市民活動災害補償制度取扱要綱第12条第1項の規定に基づき報告します。

事故の種別	<input type="checkbox"/> 賠償責任事故		<input type="checkbox"/> 傷害事故	
事故発生日時	年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
事故発生場所	所在地			
	施設名			
当日の活動	活動の内容 (詳細に記載)	活動 名称	活動 概要	
事故発生 状況 (詳細に記載)				
当日の 指導者等	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日 (和暦)	年 月 日
	住所		年齢	歳 性別
傷病者 (死亡者) 又は被害者	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日 (和暦)	年 月 日
	住所		年齢	歳 性別
	指導者等・ 参加者の別	<input type="checkbox"/> 指導者等 <input type="checkbox"/> 参加者	未成年者は 保護者記入	ふりがな 氏名
遺族の 代表者	ふりがな		住所	
	氏名		電話番号	続柄
傷害の状況	傷病名		傷病の部位	
	入院期間	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 見込 <input type="checkbox"/> 確定
	通院期間	年 月 日から	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 見込 <input type="checkbox"/> 確定
医療機関	名称		電話番号	
	所在地			
財物損害 の状況	財物名称		所在地	
	損害額	円 (見込額)		免責額 5,000円

必要となる添付書類

- 当日の参加者名簿
- 実施要項、施設利用許可証の写し、開催通知など、市民活動内容・日時・場所・対象等が明確になる書類

※ 年間の活動計画

※ 会則や規約など、団体等の設置目的等が確認できるもの

- その他、事故の状況に応じて市が求める書類

※ が無い場合は、所定の 「市民活動団体等概要書」を提出してください。

市処理欄

保険会社 御中

本件を市民活動中の事故と認め、伊勢原市市民活動災害補償制度取扱要綱第12条第2項の規定に基づき報告します。

年 月 日 伊勢原市長